

## 第66回全国植樹祭「おもてなし広場」開催要領

### 第1 目的

第66回全国植樹祭（以下「大会」という。）の招待者約8,000名に向けたおもてなしを行うことを目的とし、式典会場に隣接して設ける「おもてなし広場」（位置等については別紙参照）において、飲食物や土産品の販売、石川県や森林・林業などに関する様々な企画展示、伝統芸能などのステージイベント等を行う。

石川県内の団体や企業等の出展によって、県民参加で大会を盛り上げていただくことにより、招待者と県民との交流の場として、また、石川県から全国へ地域の魅力を発信する場とする。

### 第2 主催

第66回全国植樹祭石川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）

### 第3 日時

平成27年5月17日（日）

#### 1 各エリアの運営時間

午前の運営時間：午前8時00分から9時30分まで

午後の運営時間：午後0時30分から3時00分まで

注) 大会の式典前（午前9時30分）にはブース運営を中断し、式典終了後（午後0時30分頃）から運営を再開する。

#### 2 おもてなしステージの運営時間（予定）

午前の上演時間：午前8時30分から9時30分まで

午後の上演時間：午後1時00分から2時00分まで

注) 出演予定団体 8団体程度

### 第4 会場

木場潟公園中央園地（小松市） 別紙に示す範囲

### 第5 内容

1 総合サービスエリア・・・[総合案内、石川県の紹介、関係県 PR] 大会参加者に、石川県や全国植樹祭を紹介するとともに、湯茶サービス（無償）などでおもてなしを行う
2 展示エリア・・・[森林・林業等の PR] 森林・林業関係の紹介コーナーのほか、里山里海・伝統工芸等の魅力や植樹祭への協賛企業等の紹介などを行う
3 物産販売エリア・・・[農林水産各団体による物販、小松市 PR、石川県のお土産] 自然の恵みを満喫していただくための様々な農林水産物や加工品の紹介・販売を行う 開催市が食・物販など地域色を活かして PR を行う 伝統工芸品や銘菓をはじめとする石川県の土産品の販売を行う
4 飲食エリア・・・[石川県の食文化 PR] ※今回の募集対象 石川県の食文化を広く認知してもらうため、郷土料理やご当地グルメなどの試食、販売を行う
5 おもてなしステージ・・・[伝統芸能等の上演] 伝統芸能等の上演によるおもてなしを体感いただくとともに、併せてその良さを県内外へ広くアピールする

### 第6 出展者

出展者は、実行委員会事務局が「おもてなし広場」の目的に照らして適当と認めた者とする。

## 第7 おもてなしの対象者

おもてなし広場の対象者は、全国植樹祭の式典に参加する招待者約8,000名とする。  
なお、午後は式典の出演者等の関係者も含むものとする。

### (招待者の概要)

- (1) 予め招待状を送付する県内外の約8,000名(県外2,000名、県内5,000名)
- (2) 入場に当たっては金属探知機等による手荷物検査があり、持ち込みできる物品も一部のみ  
に制限される。
- (3) 招待者に対しては、主催者が昼食弁当及び飲み物を無償で配布する。
- (4) 招待者の当日の会場までの移動は、各自、早朝に各市町村に指定された集合地に集合し、  
専用のバスで会場まで往復を輸送。この指定の専用バス以外の方法での会場への来場は不可。

## 第8 出展規模及び出展料

- (1) ブースの出展規模は、原則として2間3間の仮設テント半分(半小間)から1テント(1  
小間)とする。ただし、飲食エリアは原則半小間とする。
- (2) 出展料は規模に関係なく無料とする。  
実行委員会が用意する電気・水道代は無料とする。(それ以外は出展者の自己負担)

## 第9 販売品、展示物等の管理

- 1 販売品、展示物等の管理は、出展者の責任において行う。
- 2 主催者は会場の警備を実施し、盗難等防止対策を行うが、万が一盗難その他事故が生じても  
主催者はその責を負わない。

## 第10 大会までのスケジュール

円滑な会場運営を行うため、出展者及びその他関係者に対し、事前説明会を行う。

平成27年 3月	事前説明会の開催
5月16日(土)	前日リハーサル・会場設営・物品等搬入
5月17日(日)	大会当日・物品等搬出

## 第11 出展に当たっての注意事項

- 1 会場の設営準備・搬入、撤去・搬出  
設営準備・搬入は原則として5月16日(土)に行う。また撤去・搬出は5月17日(日)に行  
う。具体的な時間帯は主催者が別に指示する。  
なお、搬入物資のサイズについても制限(入場ゲートのサイズ幅760mm×高さ2000mm以  
内であること)があるため、大型の物品の搬入については事前に事務局に相談のこと。
- 2 入場及び持込物等の制限  
(1) 大会前日の準備及び大会当日の運営に当たる者は、主催者が許可し、ID証を交付された  
者のみとする。主催者は、予め運営に当たる者の名簿の提出を求めることとする。  
(2) 会場への持込品にも制限があり、持込可能物品についても全て事前の登録が必要とする(事  
前登録していないものの持込みはできない)。
- 3 式典会場への入場禁止等  
(1) 出展者が出入りできる場所はおもてなし広場のみとし、式典会場への入場は禁止する。  
(2) 式典中は招待者は全員式典会場内へ着席する必要があるため、式典中のおもてなし広場の  
営業は中断する。この間、出展者はおもてなし広場内で待機するとともに、式典の進行を妨げ  
ないよう宣伝・音響機器の使用等は禁止する。

## 第12 その他

- 1 主催者は、招待者に対して会場案内を配布する等、会場の広報を行う。
- 2 雨天又は強風時には、主催者の判断により会場運営を中止することがある。
- 3 中止の場合も含め売上金額の多寡にかかわらず経費の補償は行わない。
- 4 出展に係る詳細は、別に定める「第66回全国植樹祭おもてなし広場出展要領」による。